

産業廃棄物処理業務委託仕様書

本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、軽微な業務で発注者(千葉市)が本委託業務遂行上必要と認める業務については、受託金額の範囲内で実施するものとする。

1 委託概要

- ・委託名 千葉市立青葉病院産業廃棄物処理業務委託
- ・委託場所 千葉市中央区青葉町1273番地2

本委託は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、千葉市立青葉病院より発生する産業廃棄物の処理(収集・運搬及び処分)業務を行うものである。

2 受注者は、契約完了後すみやかに業務計画書等を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

3 収集日時・回数は、次のとおりとする。

- ・産業廃棄物の収集は、原則として週2回、青葉病院の指定する時間帯とする。
- ・産業廃棄物の院内集積場所は、主にサービスヤードとする。

4 運搬する産業廃棄物の数量は、その都度、発注者又は発注者の指定する職員の立会いを受け計量し、書面にて報告すること。また、産業廃棄物管理票を使用する場合は、管理票に数量等の記載後、交付を受けるものとする。

5 産業廃棄物の処理(収集・運搬及び処分)業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他廃棄物処理に関する法令等の規定に従うほか、千葉市及び関係行政庁等の定める条例・基準等に従い業務を行うものとする。

6 その他

- ・マニフェスト伝票の処理については、千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によるものとする。
- ・可能な限りリサイクル処理とし、処理場等、発注者の承認を得ること。
- ・受注者は、発注者より、業務の不備等の旨の連絡を受けたときは、ただちに職員を派遣し適切な措置をとるものとする。
- ・委託料金の請求に際しては、千葉市立青葉病院の必要とする書類を提出する。
- ・その他、詳細については、発注者と協議して定めるものとする。

7 排出予定数量(年間)	金属くず等(不燃ごみ)	22m ³
	廃プラスチック(ペットボトル)	103m ³
	廃プラスチック(ペットボトル以外)	225m ³
	カン	2,311kg
	ビン	245kg